

特集 / 変革期の会計制度

建設業を巡る 会計規則等の動向

きのした あきら
公認会計士 木下 昌

1. はじめに

建設業を取り巻く会計環境は大きく変わろうとしている。ゼネコンの経営破綻が相次いで発生し、破綻後の修正貸借対照表では大幅な債務超過となる事態が発生していた。

この原因の一つとして、わが国の会計制度に大

きな歪みがあるといっても過言ではないのではないかと。特に債権、有価証券、不動産等の帳簿価額と回収見込額・時価とに大きな差が生じている。

わが国の会計制度の基本的な考え方が、貨幣価値一定の前提条件を基礎とした取得原価主義会計である。資産の評価は、原則として取得時の支出額を基礎としている。表 1 のように修正貸借対照表において大きな差額が生じている理由は、原

表 1

| 多田建設の修正後のバランスシート (抜粋, 97年6月30日現在) | | | 東海興業の修正後のバランスシート (抜粋, 97年4月30日現在) | | |
|--------------------------------------|---------|-------------|--------------------------------------|---------|--------------|
| | 帳簿価格 | 修正後金額 | | 帳簿価格 | 修正後金額 |
| 資産の部 | 169,106 | 94,398 | 資産の部 | 352,355 | 142,927 |
| 完成工事未収入金 | 8,773 | 2,045 | 完成工事未収入金 | 39,545 | 25,982 (*2) |
| 不動産事業支出金等 | 21,814 | 9,596 (*1) | 不動産事業支出金等 | 74,014 | 19,885 (*1) |
| 貸付金等 | 16,563 | 1,019 (*2) | 貸付金等 | 74,247 | 410 (*2) |
| 未収入金等 | 12,145 | 323 (*2) | 未収入金等 | 33,807 | 742 (*2) |
| 有形固定資産等 | 13,604 | 7,118 (*3) | 有形固定資産等 | 16,670 | 6,304 (*3) |
| 負債の部 | 154,776 | 171,405 | 負債の部 | 343,658 | 511,007 |
| 短期・長期借入金 | 58,606 | 60,331 | 短期・長期借入金 | 221,691 | 221,691 |
| 保証債務等 | 1,649 | 31,844 (*4) | 保証債務等 | 0 | 161,171 (*4) |
| 株主資本 | 14,330 | 77,008 | 株主資本 | 8,697 | 368,080 |

(注) 単価百万円, は赤字。不動産事業支出金等は不動産事業支出金と販売用不動産, 貸付金は短期・長期貸付金, 未収入金等は未収入金, 長期未収入金

* 1 = 96年度路線価の90%

* 2 = 関係会社ほか回収不能分を減額

* 3 = 土地および建物は96年度路線価の90%

* 4 = 偶発債務などを全額計上

則として決算時の時価を考慮しないわが国の会計基準がある。

バブル期以前の有価証券等、長期に保有すれば時価の値上がり期待され、これを取得価額に据え置けば、いわゆる含み益が存在した。含み益がある場合はよかったが、含み損が大きくなった場合にまで取得原価主義という会計基準は妥当性を欠くのではないかと、会計制度をより透明でグローバル・スタンダードに近いものにしようとする動向が強まった。

わが国の企業会計審議会（大蔵省の諮問機関）は、新しい日本の会計基準に関する以下のような意見書を発表した（内容については「4.日本の新しい会計基準」参照）。

- ・新連結会計制度
- ・退職給付会計
- ・金融商品の時価評価
- ・税効果会計等

このように、国際会計基準（IAS: International Accounting Standards）に沿った会計処理やデ

ィスクロージャー（情報開示）制度へ移行しようとしている。

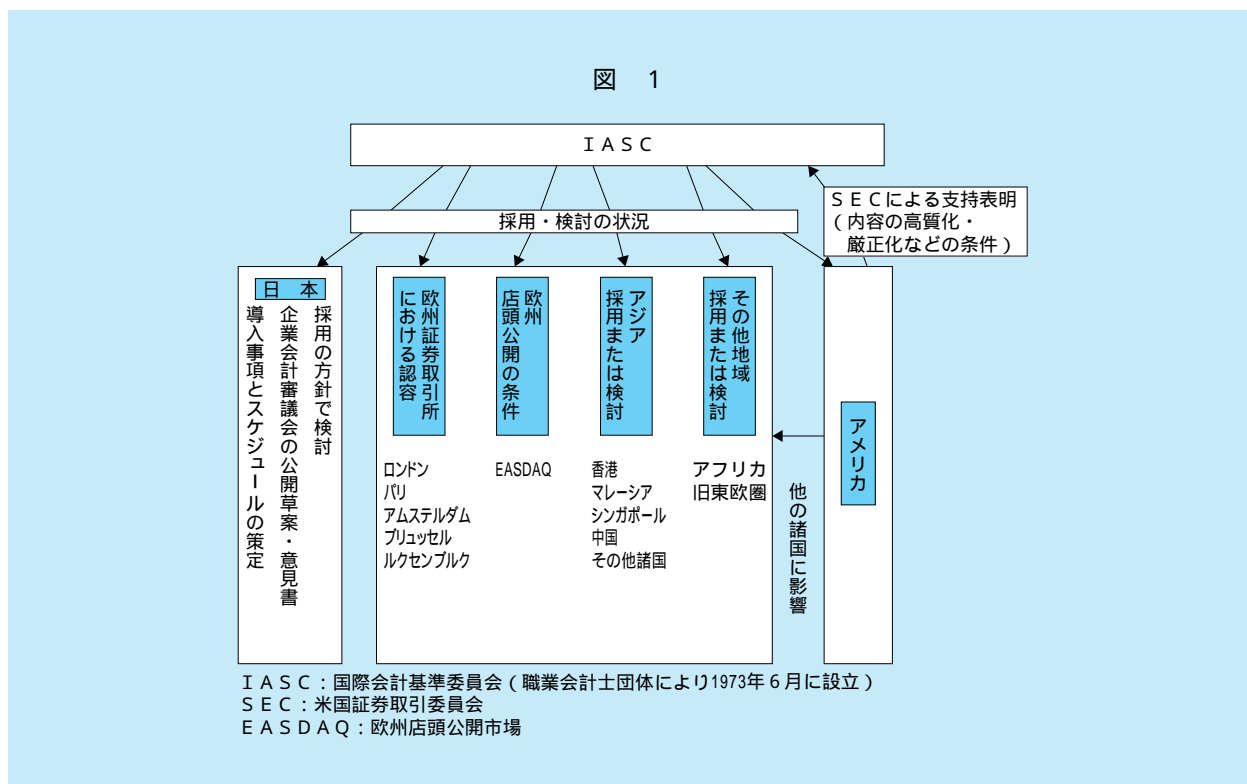
2. 国際会計基準（IAS）とは

国によって会計基準は異なるのが現状である。これを統一して、世界中どこにおいても通用する会計の基準を設けようというのが国際会計基準である（各国の採用状況は、図 1 参照）。

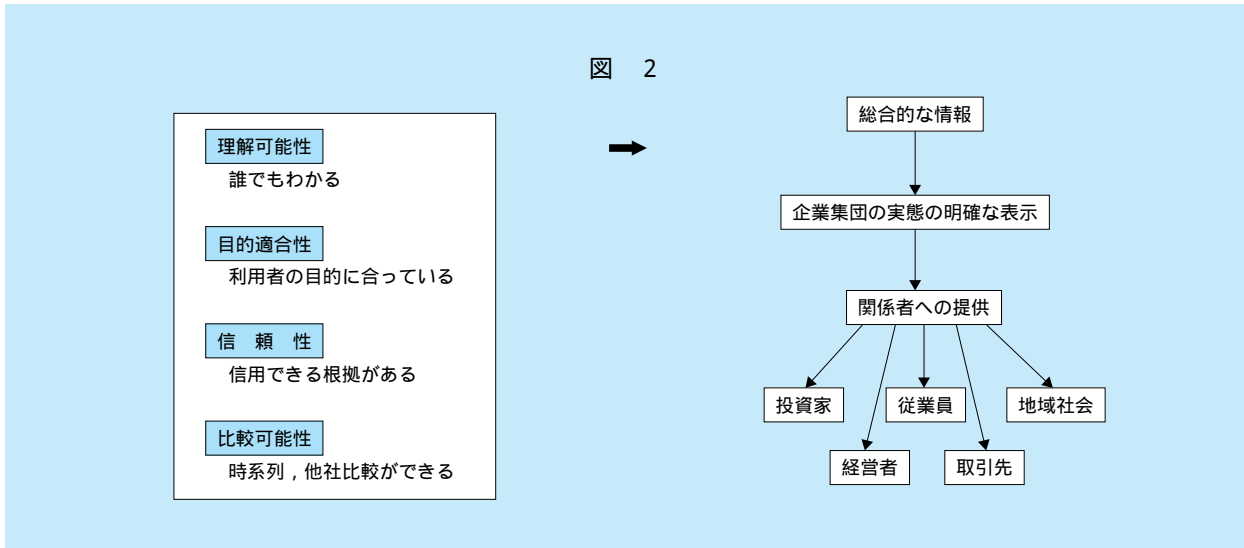
IASの基本となる考え方は、財務諸表の内容が誰でもわかること、利用者の目的に合っていること、信用できる根拠があること、時系列比較、他社比較ができることである（図 2）。

そのためには、企業の財務内容はグループ全体で開示する連結財務諸表が中心となり、発生主義会計の徹底および時価主義会計による評価という会計基準が採用されている（図 3）。

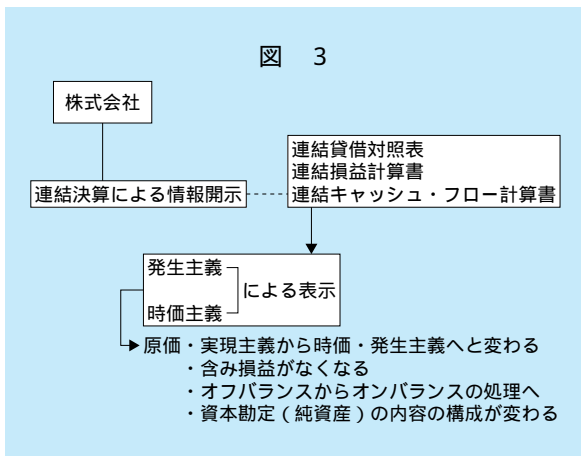
世界におけるIASの採用状況



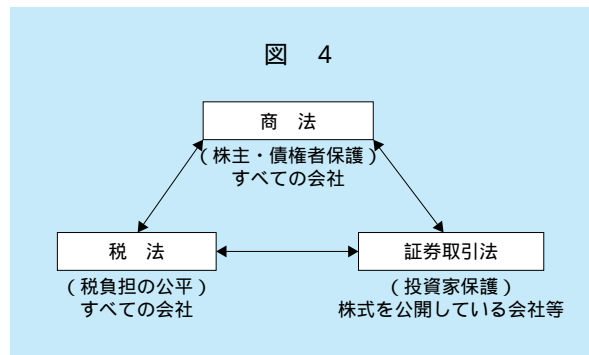
IAS が目的とする効果



IAS による開示制度



会計に関わる三つの法律



3. 建設業の会計諸規則

わが国の会計制度の特徴を示すと以下のようになる。

- ・ 会計基準・会計規範としての企業会計原則がある。
- ・ 法律としての商法，証券取引法，法人税法とがある。「トライアングル体制」(図 4 参照)
- ・ 建設業者にとっては，建設業法による規制が商法の特例として別個に位置付けられている。

わが国の会計制度が IAS の影響を受けてどのように変わりつつあるのかをみてみよう。

(1) 企業会計原則とは

企業会計原則は，わが国の企業会計審議会が作成したもので，その前文は，「企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから，一般に公正妥当と認められたところを要約したものであつて，必ずしも法令によつて強制されないでも，すべての企業がその会計処理するに当って従わなければならない基準である。」とし，その性格を示している。

商法，証券取引法，建設業法およびこれらに係る関係諸法令が改正される場合に，尊重されなければならない企業会計の基本的規範であると位置付けられている。

最近の動向

企業会計審議会は，新連結，中間連結，キャッシュ・フロー計算書，研究開発費等，退職給

付、金融商品、税効果会計についての新しい会計基準に関する意見書を公表し、これをふまえて連結財務諸表原則の改正をはじめとする新しい会計基準が制定された。(内容は「4.日本における新しい会計基準」参照)

(2) 商法とは

商法は、すべての商人に適用されるものである。商法の会計規程は本則において計算書類・附属明細書の作成の義務や資産の評価等に関する会計処理の基準を規定している。

計算書類等の報告基準として、「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」(「計算書類規則」)があり、計算書類・附属明細書の具体的な記載方法および記載事項が定められている。

建設業を営む者については、「計算書類規則の特例省令」が公布されており、「建設省令様式」に従って作成した財務諸表を商法上も使用でき、「建設省令様式」に定めのない事項については計算書類規則の一部が適用される。

最近の動向

平成10年6月「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」が公表され、商法上、税効果会計の適用が可能と解され、そして法務省は平成10年12月に計算書類規則を改正し、個別財務諸表における税効果会計が初めて制度化された。平成11年1月決算からの適用が可能となっている。

(3) 証券取引法とは

証券取引法は、上場会社や店頭公開会社そして不特定多数の人に多額の有価証券の発行や売出しを行う場合に適用される。そして、証券取引法適用会社は、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書等を大蔵省に提出することを義務付けている。

財務諸表は個別財務諸表だけでなく、連結財務諸表、中間財務諸表の作成も要求されている。

建設業が作成する財務諸表の様式については、

「建設省令様式」の一部を組み替えれば、証券取引法の規定により提出する財務諸表を作成することができる。

最近の動向

平成11年2月、大蔵省は、企業会計審議会からの新しい意見書の公表を受けて「有価証券報告書等の記載内容の見直しに係る具体的な取扱い」を公表した。主な内容は、連結情報を主、個別情報を従とした記載内容とする、事業の種類別等のセグメント別のディスクロージャーを徹底する、連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表の作成を義務付ける等である。

(4) 法人税法とは

法人税法は、課税所得の算定を目的として、課税所得の範囲、税額の計算の方法、申告・納付等の手続に必要な事項を定めたものである。課税所得は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」(企業会計原則を想定)に従って計算される企業会計上の利益を基礎として、会計上の収益・費用と税務上の益金・損金の差額を加減算して課税所得が計算される。法人税の特徴的な点を示すと以下のようなになる。

法人税法は、確定決算主義

諸引当金や減価償却などの処理について、商法の確定決算を条件とするいわゆる「確定決算主義」が採用されており、企業会計に大きな影響を与えている。

法人税法施行令や法人税基本通達等に会計に関する具体的な処理や解釈が示されている。

建設業の会計処理を規制する税制措置は、非常に多い。

最近の動向

平成10、11年度の税制改正では、大幅な法人税率の引下げが行われた。併せて課税範囲の拡大も行われ、建物の減価償却方法の定額法への一本化、諸引当金の引当率の引下げや廃止、長期大型工事に係る工事進行基準の強制適用等が実施された。その結果、改正後の「税法基準」

による会計処理では、企業会計上許容できる範囲を逸脱する結果をもたらしている。税法基準と企業会計の基準との乖離が明確になったといえる。

(5) 建設業法とは

建設業法は、建設業の許可を受けようとする者は、許可申請書に併せて直前期財務諸表を添付して建設大臣または都道府県知事に提出することが義務付けられている。

(建設業法第6条)

- ・許可を受けた建設業者は、毎年営業年度経過後4ヶ月以内に財務諸表を建設大臣または都道府県知事に提出することになっている(建設業法第11条)
- ・公共工事を直接請負おうとする者は経営事項審査を受けなければならない、この申請にも財務諸表の添付が必要である。
- ・財務諸表の様式は「建設省令様式」に定められている。
- ・財務諸表の勘定科目については「勘定科目の分類」(建設省告示)が定められている。

最近の動向

平成10年度建設省告示では、建設業法施行規

則の一部の改正。

- ・貸借対照表の投資等の部に「破産債権、更生債権等」の勘定科目が追加された。
- ・財務諸表の種類に「附属明細書」が追加された。完成工事未収入金、貸付金、関係会社有価証券、借入金、保証債務等について主な相手先、相手先ごとの金額を記載することが要求された(資本金1億円超または負債総額200億円以上の株式会社が対象)。

平成11年3月31日の建設省告示により、建設省令様式の「勘定科目の分類」の一部が改正された。

- ・事業税の表示方法が変更となり、平成11年3月31日決算会社から販売費及び一般管理費の「租税公課」から「法人税、住民税及び事業税」として表示することとなった。
- ・未払事業税は「未払法人税等」に含めて表示することになった。
- ・税効果会計の適用についても、計算書類規則の改正に合わせて、平成11年1月決算会社から事前適用が可能となり、「勘定科目の分類」に繰延税金資産、法人税等調整額等の科目が追加された。

以上の商法・税法・証券取引法の目的等をま

会計法規等の処理と開示方法の違い

表 2

| | 商 法 | 税 法 | 証券取引法 |
|-----------------|-----------------------------|---------------------------------------|-------------------------|
| 目 的 | 株主、債権者の保護 | 適正な課税 税収の確保 | 一般投資家の保護 |
| 対 象 会 社 | すべて商人 | すべての会社(法人税法) すべての個人(所得税法) | 株式公開会社 店頭登録会社等 |
| 報告の内容 | 正確な資産・負債 正確な損益 | 課税所得の計算 税務申告書 | 真実の財政状況 真実の経営成績 |
| 特 色 | 配当可能利益の制限 法定準備金の確保 | 損益の厳密な期間対応 特別に認められる準備金、否認金等 | 連結決算を年1回開示 |
| 決 算 年 度 (通常) | 年1回 | 年1回 ただし中間申告納税のために中間決算 をすることができる | 年2回 中間財務諸表の作成が求められる |
| 監 督 機 構 | 監査役、会計監査人による監査 株主総会による承認 | 国税庁による税務調査 | 会計監査人による監査 監督官庁への届け出 |

とめると表 2 となる。

4. 日本の新しい会計基準

平成11年4月以降開始事業年度から、多くの日本企業において、キャッシュ・フロー計算書の開示、税効果会計の適用等、ディスクロージャー面で非常に大きな変更が行われている。

企業会計審議会が相次いで発表した意見書の大きな内容のみてみよう。

(1) 「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」(平成9年6月6日公表)

国際会計基準に添って、単独決算から連結決算重視への改正が行われた。

- ・個別よりも連結情報を中心とするディスクロージャー制度重視への転換
- ・具体的には、連結ベースでの概況・業績等の開示・連結キャッシュ・フロー計算書・中間連結財務諸表の開示・連結ベースでの臨時報告書の提出等連結決算を主とした開示が要求される。

連結等の範囲については、形式的持株基準から、実質的支配力・影響力基準が導入された。

「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(企業会計審議会平成10年10月公表)によれば、40%以

上実質的所有子会社の連結、15%以上実質的所有の関連会社への持分法適用が規定された。さらに「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」(平成10年3月13日公表)により、中間財務諸表も連結によることが要求される(図5)

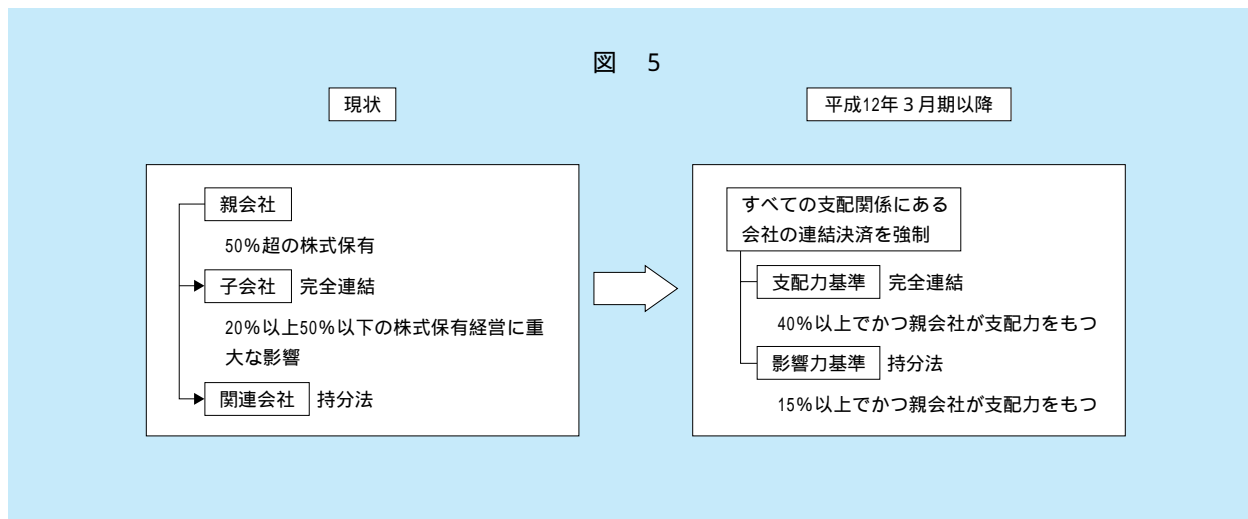
(2) 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」(平成10年3月13日公表)

連結ベースのキャッシュ・フロー計算書が基本財務諸表へ組み込まれた。キャッシュ・フロー計算書は、連結財務諸表を作成しない企業においても作成が義務付けられた。

「利益は規則と慣習と判断の産物、キャッシュは現実」といわれる。キャッシュは会計処理の方法による影響や経営者の恣意的判断の入り込む余地が少なく、キャッシュ・フロー計算書は、キャッシュを生み出す本業の能力を明らかにするため、経営不安がうわさされている建設業の経営実態を明らかにすると思われる。

キャッシュ・フロー計算書は、営業、投資および財務の各キャッシュ・フローから構成され、営業キャッシュ・フローから現状維持のためのキャッシュ・フローを差し引いたフリーキャッシュ・フローは、企業の余裕度を表す。フリーキャッシュ・フローは、1株当たりの期待配当にも大きく影響を与える指標となる。

連結決算が会計報告の中心



(3) 「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年3月13日公表)

現行の研究開発費の会計処理は、発生時に期間費用処理するか、または資産計上(繰延資産等)するかは任意であり、企業間の比較可能性の面から問題となる。

今回の意見書では、研究開発費はすべて発生時に費用として処理しなければならなくなった。人件費、原材料費等、研究開発のために費消されたすべての原価を研究開発費とし、研究専用の固定資産(機械装置等)についても、取得時一括費用処理が要求された。

また、ソフトウェアに関する明確な会計基準が設定された。受注制作のソフトウェア制作費は請負工事の会計処理に準じて処理することになる。市場販売目的や自社利用のソフトウェア制作費は研究開発費に該当する部分を除き、無形固定資産として計上し合理的な方法で償却する。

(4) 「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日公表)

従来の退職給与引当金は、税法で許容された金額での計上を容認しているなど実体を無視した多様な会計処理がなされている。これは、企業間の比較可能性に大きな問題となる。

日本の企業の過半数は、企業年金については掛金をその期の費用として処理し、退職一時金については税法基準に従って自己都合期末退職要支給額の一部を引当て計上し、期末日現在の給与水準によって退職金債務が計算されていた。

今回の意見書は、企業から直接給付される退職金と企業年金制度から給付される退職給付を合わせた包括的な会計基準となる。この基準は、将来の昇給等を見込んだ退職給付見込額をベースとして、割引現在価値により退職給付債務を計算する方式(発生給付評価方式)を採用している。

年金資産がある場合には、時価評価を行い、これを退職給付債務より控除し、年金資産で不足する部分を退職給付引当金として計上しなければならない。将来の退職時の予想給与水準によって計算し、また自己都合にも限定していないのが特徴

である。

現状基準と新基準との比較

- ・ 一般的にかなり多額の退職給与の引当不足が生じていると考えられる。
- ・ 一般的にかなり多額の企業年金積立不足が生じている。
- ・ 企業年金についても運用環境の悪化や年金資産の時価の下落で将来の年金給付に必要な資産の確保に問題が生じているといわれている。
- ・ この会計処理の見直しによる影響額は相当大きいことが予想され、15年以内で費用処理する経過措置が設けられた。

(5) 「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年10月30日公表)

税効果会計とは企業会計上の収益または費用と課税所得計算上の益金または損金の認識時点の相違等により税引前利益と課税所得に差異が発生した場合に、利益を課税標準とする税金を適切に期間配分することにより、税引前当期利益と税引後当期利益を合理的に対応させる会計処理をいう。

税効果会計導入の影響

- ・ 法人税法の改正により諸引当金が段階的に引き下げられ会計処理方法においても税法と企業会計の乖離が進む。
- ・ 企業業績を経常利益を中心として見ていたのを税引後利益で評価する傾向が強まる。
- ・ 有税処理に難色を示す企業にとっても不良資産に対する会計手当を進めやすくなる。
- ・ 連結に限らず単独においても監査対象会社は原則として、税効果会計が強制適用となった。
- ・ 税法上の恩典を受けるために、何でも法人税法の規定に従った会計処理をすればよしとする安易な考えから、正しい企業損益を計算するという考え方が定着することを期待される。

(6) 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成11年1月22日公表)

従来の取得原価主義会計では、購入した有価証

券の時価が下落または上昇しても、実際に売却するまでは、その有価証券は貸借対照表上、購入価額で評価されることになり、含み損益が損益計算書に現れることはなかった。

利益が苦しいときには、時価の上がった株式だけを売却し、含み損を抱えた株式はそのまま保有することで利益を調整することができた。新たに開発されたデリバティブ等の金融商品や取引手法等についての会計処理の基準も整備しておらず、価格変動リスクが適切に財務諸表に反映されてい

なかった。

新基準での処理は、市場性ある有価証券で売却目的のものやデリバティブ取引は、期末における時価との評価差額を損益計算書に計上することになる。

市場性はあるが当面売却等の目的がない有価証券（相互持合株式等）については、時価で評価はするが評価差額は損益計算書に反映することなく、税効果を調整の上、資本の部において剰余金の増減としてとらえることになる。

新基準による金融商品の評価基準

| 金融商品の属性 | | 評価基準 | 評価差額の取扱い |
|------------------|---------------|------|-----------|
| 有 価 証 券 | 売 買 目 的 | 時 価 | 損益に計上 |
| | 満 期 保 有 債 券 | 償却原価 | |
| | 関 係 会 社 株 式 | 原 価 | |
| | そ の 他 有 価 証 券 | 時 価 | 資本の部に直接計上 |
| | 金 銭 債 券 | 償却原価 | |
| | 特 定 金 銭 信 託 等 | 時 価 | 損益に計上 |
| | デ リ バ テ ィ ブ | 時 価 | 損益に計上 |

新しい制度の導入時期

| 項 目 | | 平 成 | | | | |
|-------------------|-----------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | | 12/3 期 | 12/9 中間期 | 13/3 期 | 13/9 中間期 | 14/3 期 |
| 新 連 結 制 度 | (本格実施) | *1 | *1 | | | |
| キャッシュ・フロー計算書 | | *1 | *1 | | | |
| 金 融 商 品 の 時 価 会 計 | 流動有価証券・デリバティブ取引 | | | | | |
| | その他有価証券 | | *2 | *2 | | |
| 退 職 給 付 会 計 | | | *3 | *3 | | |
| 税 効 果 会 計 | | *1 | *1 | | | |
| 研 究 開 発 費 等 | | *4 | | | | |

- * 1 平成11年4月1日以降提出する有価証券報告書から早期適応が可能
- * 2 帳簿価額と時価との差額について、税効果適用後の含み損益の注記が必要（ただし早期適用が可能）
- * 3 退職給付会計は、一定の注記を行うことにより1年の適用延期が可能
- * 4 研究開発費等の処理は平成11年9月中間期より適用

時価が著しく下落した場合、原価までの回復可能性があるものを除いて時価までの評価損をその期の損益計算書に計上することが必要となっている。

新基準の影響

- ・ 有価証券の含み益を活用した利益の平準化や特別損失の穴埋めに利用することが難しくなる。
- ・ 有価証券に原価基準を採用し巨額の含み損を先送りしてきた企業はその損失を表に現さざるを得なくなる。
- ・ 投資効率の向上のため利益を生まない相互持合株式の待合解消の傾向が強まる。
- ・ 株式市場に与える影響は少なくないと思われる（表 3 参照）。

(7) 導入スケジュール

新しい制度の導入時期は表 4 のとおりである。

5. その他の動向

わが国にまだ採用されていない国際会計基準で建設業にとって大きな影響を及ぼすものとしては、次のようなものがある。これらの基準は、近い将来導入されることになるので、注意をしておく必要がある。

- (1) 国際会計基準11号「工事契約」が1993年12月に改訂公表され、長期工事の計上方法が工事進行基準に一本化され、工事完成基準が認められないこととなった。

日本では、工事完成基準と工事進行基準の選択適用が認められている。わが国では工事損失は工事完成時点で計上するのが一般的慣行であるが、国際会計基準では、工事損失が予測されたなら、工事着工前であろうと、その時点で予想される損失を計上しなければならない。

- (2) 販売用不動産、投資用不動産の評価

1998年6月に国際会計基準36号「資産の減損」が公表された。有形固定資産や無形固定資産で、その資産の使用を通じてその簿価の全額を回収することが不可能である場合に減損処理を要求するものである。

具体的には、たとえば賃貸用の投資不動産で時価が取得原価を下回っているものについては、将来キャッシュ・フローの総額を見積り、その回収可能性についての検討を行い、全額の回収が困難な場合には減損処理が必要となる。固定資産である土地についても対象となる。わが国では棚卸資産の評価に原価法と低価法の選択適用が認められているが、国際会計基準2号「棚卸資産」(1993年12月改訂公表)では低価法の適用が強制されている。

- (3) 債務保証および保証類似行為

「建設業における債務保証及び保証類似行為に関する会計処理及び表示について」

日本公認会計士協会業種別監査委員会研究報告第2号(平成10年3月)

「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」(監査委員会報告第61号平成11年2月)を発表した。

上記の内容は、注記の対象とする債務保証の範囲に、通常の債務保証のほか、保証予約や経営指導念書等の差入れについても保証類似行為として含めている。

経営指導念書等についても、実質的に債務保証義務、損害担保義務を負っていると認められるものまたは保証予約と同様であると認められるものについては、保証債務に準ずるものとして注記の対象に含めた。

併せて、債務保証損失引当金の会計処理と保証債務の表示との関連について説明している。債務保証の履行に伴う損失の発生可能性が高くかつ損失金額の見積りが可能な場合には、債務保証損失引当金を計上しなければならないとした。